

埼葛地域農林水産業振興計画

春日部農林振興センター

令和3年6月

序章 はじめに

1 策定趣旨

埼玉県では、埼玉県農林水産業振興条例第3条に定める基本理念に基づき、“みんな”に喜ばれ、“もうかる”農林水産業・農山村を目指して、農林水産業の振興に取り組んでいます。

そこで、本県農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条第1項に規定する基本計画として、「埼玉県農林水産業振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を令和3年3月に策定しました。

この基本計画の策定を受けて、この度、春日部農林振興センター管内で実施する取組や指標を整理し、「埼玉葛地域農林水産業振興計画」を策定しました。

これにより、行政及び農業者や関係団体のみならず、広く県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、埼玉葛地域の農業・農村の振興に向けた取組を推進するものです。

2 目標年度

令和7年度

第1章 地域の農林水産業・農山村の姿

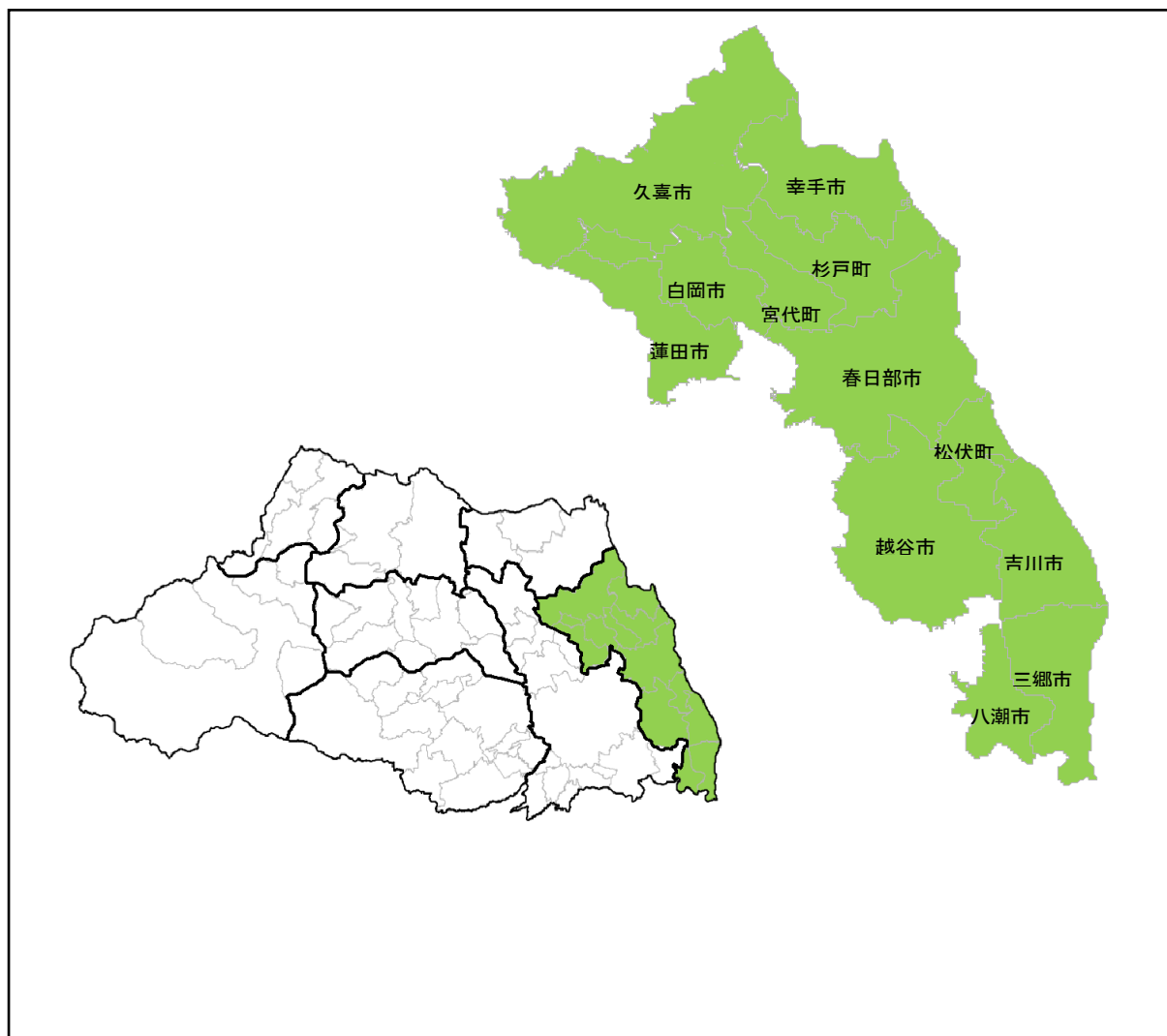
1 地域の概要

埼玉葛地域は埼玉県東部に位置し、9市3町(春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町)からなっています。

東武鉄道、JR宇都宮線・武蔵野線、つくばエクスプレスといった鉄道網や、国道4号線・16号線を始め、東北、常磐自動車道、東京外環自動車道、首都圏中央連絡自動車道などの道路網が発達しています。

埼玉葛地域の総土地面積は43,677haで、県総面積の11.5%に当たり、このうち耕地面積は13,667haで、県全体の18.3%を占めています。

地勢は勾配の極めて緩やかな平坦地で、中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川などの河川や、江戸時代に開発された葛西用水路、見沼代用水など豊富な農業用水に恵まれています。



2 農林水産業・農山村の現状と課題

【農業】

埼玉葛地域の平成30年の農業産出額は244億円で県全体の13.9%を占めています。なかでも水稲と果樹はそれぞれ県全体の約3割を占めています。一方で埼玉葛地域の農業産出額の内訳は水稲が42%、野菜が39%、果樹が8%と、水稲と野菜が主な産地となっています。

埼玉葛地域は「コシヒカリ」に代表される早場米の産地となっていますが、近年は、一般財団法人日本穀物検定協会で実施している「米の食味ランキング」にて最高ランクである「特A」評価を獲得した県育成品種「彩のきずな」の作付けも拡大しています。野菜では野菜指定産地となっている吉川市の夏ねぎを筆頭に越谷市や白岡市の「ねぎ」、久喜市や越谷市の「いちご」、三郷市や八潮市の「こまつな」や「えだまめ」などの軟弱野菜が作られています。さらに古くから越谷市は「くわい」の産地となっています。果樹では久喜市、白岡市、蓮田市などにおける「なし」が主力品目となっています。これらの農産物は、県内有数の産地を形成していて、県を代表するブランド農産物となっています。

【担い手】

埼玉葛地域の総農家数は7,828戸であり、このうち主業農家は1,249戸です。総農家のうち副業的農家の割合が60.6%と半数以上を占めています。また、農業就業人口は12,107人で、このうち基幹的農業従事者は10,058人です。基幹的農業従事者のうち65歳以上の占める割合は70%と、高齢者の割合が高い特徴があります。

このように農業者が高齢化する中で、農業の競争力や持続性を確保し、効率的かつ安定的な農業経営を拡大するためにも、農業経営の法人化や新規就農者の確保・育成などを一層促進する必要があります。

【農地】

農地の有効利用を図るため、人・農地プランの実質化や農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を進めています。

一方、埼玉葛地域は昭和30年代までに整備された10a区画のほ場が多く残っており、農業の生産性を向上する観点から、大型機械による効率的な作業のできる大区画ほ場の整備を推進する必要があります。

人と農地の問題を解決するため、地域での話し合いを通じて、今後の地域の中心となる経営体や地域農業のあり方などをまとめた計画づくりを促進していく必要があります。

ります。

【農村】

農村においては、農地や農業用施設の保全・管理を行うため、地域の共同活動により泥上げや草刈りなどが行われています。

また、都心からのアクセスが良いという地域特性を生かし、いちごの摘み取り園などの観光農園が増加しているほか、地域の食材を活用するレストランなど、都市と農村の交流を生み出す取組が行われてきています。

しかしながら、農村における都市住民の混住化、農家の高齢化により、地域内の共同活動や保全管理など集落機能の維持が困難となってきました。この農業・農村のもつ多面的機能を維持・継承していくため農村の振興を図る必要があります。

3 地域の基礎データ

	項目	埼玉地域	県内割合	備考
全般	①総人口	1,291,194 人	17.8%	平成 27 年国勢調査
	②総面積	43,677ha	11.5%	全国都道府県市区町村別面積調
農業	③農業就業人口 うち基幹的農業従事者	12,107 人 10,058 人	20.7% 19.8%	2015 農林業センサス
	④農家 i 主業農家数 ii 準主業農家数 iii 副業的農家数	7,828 戸 1,249 戸 1,831 戸 4,748 戸	21.3% 16.6% 25.2% 21.6%	2015 農林業センサス
	⑤農業法人数	129 法人	11.4%	春日部農林振興センター調
	⑥認定農業者数	830 人	16.5%	春日部農林振興センター調
	⑦耕地面積 うち田面積 畑面積	13,667ha 10,181ha 3,491ha	18.3% 24.7% 10.5%	作物統計調査 (令和元年度)
	⑧農業産出額(推計値) うち米 野菜 果樹	2,442 千万円 1,026 千万円 956 千万円 187 千万円	13.9% 27.7% 11.5% 30.7%	市町村別農業産出額 (推計)

第2章 目指す地域の姿

1 農業者の経営能力を生かした競争力の高い農業の実現

- (1) 認定農業者等が地域の担い手として明確化され、農地の集積・集約化や農業新技術等の導入により地域農業を牽引する農業経営が展開されています。
- (2) 就農希望者に対して農業大学校や明日の農業担い手育成塾などでの研修等を通して自立就農や農業法人への就職就農が進み、新規就農者が確保されています。
- (3) これまで農業を牽引してきた農業者に加え、企業等の参入による多様な人材による農業経営が行われています。また、6次産業化や農福連携といった複合的取組を行う企業などの参加や女性等多様な人材が活躍することで、地域の活性化が図られています。

2 地域の特性に応じた、収益性が高く安定的な農業経営に立脚する、持続性の高い農業の実現

- (1) 栽培作目に適した耕作条件に農地を改善するとともに、ほ場整備の進展等により農地の生産性が向上しています。
- (2) 農地中間管理事業等を活用し、地域の実情に即した農地の集積・集約化が推進され農業経営が効率化するとともに、遊休農地が解消されています。
- (3) 農業新技術や機械化一貫体系の導入が進み、生産性が高く、効率的な農業経営が展開されています。

3 多面的機能が適切かつ十分に発揮される農業及び農村の実現

- (1) 農地や農業水利施設を維持保全するための地域の共同活動が活発に行われ、洪水防止、景観形成等の農村の持つ多面的機能が十分に発揮されています。
- (2) 都市住民をターゲットとした観光農園や6次産業化等の取組が増加し、地産地消が加速され農村の賑わいが生まれています。

4 需要に対応し、消費者に信頼される良質かつ安全な農産物を安定供給できる農業の実現

- (1) 農業生産基盤の整備や農業新技術の普及とともに、施設や機械への投資等も継続されることで、安定供給が可能な生産力の維持・発展が図られています。
- (2) 埼玉地域のブランド農産物である米・なし・いちごなどが、地産地消の拠点である農産物直売所や量販店の県産農産物販売コーナーなどでの販売を通して認知され、地元農産物の需要が高まっています。
- (3) G A P（農業生産工程管理）における生産者の実践及び消費者の理解が進み、埼

葛地域の農産物の安全性に係る信頼・ニーズが向上しています。

(4) 自然災害に備えた農業水利施設の強靱化や農業保険等の普及拡大により、農業経営におけるセーフティネットが構築されています。

第3章 取組の展開方向

1 多様な担い手の育成及び確保

農業の担い手を育成・確保するため、農業経営の法人化等を通じて農業者の経営発展を促します。また、就農希望者に対する研修や就業のマッチング等により新規就農を促進するとともに、女性の経営参画や企業等の参入を促し農業の多様な担い手を育成します。

(1) 関係市町村・団体

管内市町、管内農業委員会、管内農業協同組合、(公社)埼玉県農林公社

(2) 取組内容

ア 地域を支える担い手の育成

- ・研修会や税理士、中小企業診断士等の専門家による個別相談、各種経営診断等を通じ、農業経営の法人化(家族経営から法人経営への移行)や円滑な経営展開を支援します。
- ・農業生産基盤整備事業や農地耕作条件改善事業等を推進するに当たって、担い手の掘り起こしを行い、認定農業者等の育成を支援します。
- ・農業経営体の規模拡大や省力化に必要な施設、機械等の導入を支援するとともに、市町や融資機関と連携して農業制度資金等の円滑な相談に対応します。

イ 新規就農者の確保・育成

- ・就農相談等により就農希望者を把握し、農業大学校や明日の農業担い手育成塾等と連携し、就農希望者を支援します。
- ・青年等就農計画を達成するため、巡回等により個別の課題解決に向けた支援を行います。

ウ 多様な担い手の確保

- ・担い手確保が困難な未利用農地の有効利用や地域農業の活性化に資するため、経営力の高い法人による農業参入を、農地中間管理事業の活用により支援します。

(3) 数値目標

農業法人数

129法人(令和元年度) → 172法人(令和7年度)

新規就農者数

39人/年間(令和元年度) → 40人/年間(令和7年度)

農業への企業等参入数(地域指標)

18法人(令和2年度) → 23法人(令和7年度)

2 優良農地の確保及び有効利用

農業生産の基礎となる優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業等を活用することにより、担い手へ農地を集積・集約化し、農地の有効活用を図ります。

(1) 関係市町村・団体

管内市町、管内農業委員会、管内農業協同組合、管内土地改良区、(公社)埼玉県農林公社

(2) 取組内容

ア 優良農地の確保

- ・農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく事務について、市町等の関係機関と連携した適切な運用を図ります。
- ・農地法の転用許可権限の移譲の促進を図ります。

イ 農地の有効利用

(ア) 担い手への農地集積・集約化

- ・人・農地プランの作成、実質化により、地域の担い手として位置付けられた経営体への農地の集積・集約化など各種施策との一体的な取り組みを支援します。
- ・農地中間管理事業、利用権設定等促進事業など地域及び営農の実情に即した手法で、担い手への農地の集積・集約化を促進します。
- ・農業委員会と連携した農地情報公開システムの活用等により、効率的に農地の集積・集約化を促進します。
- ・農業委員会が行う担い手への農地のあっせんなど農地利用の最適化業務を支援します。

(イ) 遊休農地の発生防止・解消・活用

- ・農業委員会等が実施する利用状況調査や利用意向状況調査の結果に基づき、地域推進会議を実施し、関係機関における遊休農地の情報共有を図ります。
- ・国の交付金等を活用した担い手への農地の集積に向けた調整を行い、遊休農地の解消・活用を図ります。

(3) 数値目標

担い手への農地集積率

20.2% (令和元年度) → 35.2% (令和7年度)

遊休農地解消・活用面積

313ha (令和3～7年度)

3 生産基盤の整備

ほ場整備の推進、農業水利施設の保全管理等を推進し、農業の生産性向上と被害の未然防止を図ります。

(1) 関係市町村・団体

管内市町、管内土地改良区、管内農業協同組合

(2) 取組内容

ア ほ場整備の推進

・通常のは場整備事業のほか、埼玉型ほ場整備事業など地域の実情に応じたほ場整備を推進し、生産基盤の整備を加速します。

イ 農業水利施設の計画的な整備と保全管理

・かんがい排水事業（長寿命化対策）をはじめ、防災事業、県単事業、適正化事業の組み合わせによる効率的な施設の保全を図ります。

(3) 数値目標

基盤整備面積

5, 554 ha（令和元年度） → 5, 621 ha（令和7年度）

4 農産物の安定供給

良質かつ安全な農産物の安定供給を行うため、生産、流通、販売等の体制を整備するとともに、安全管理を通じて消費者の信頼確保を図ります。また、県産農産物を購入する場の拡大等を通じて、地産地消を促進します。

(1) 関係市町村・団体

管内市町、管内農業委員会、管内農業協同組合、管内土地改良区

(2) 取組内容

ア 生産、流通、販売等の体制の整備

(ア) 米の振興

・県育成品種である彩のきずなの導入を推進するとともに、気候変動に対応した高温対策技術や品種ごとの特性を踏まえた適正な栽培管理の徹底を推進し、生産者の経営安定を図ります。

・需要者ニーズに応じて、コシヒカリ等主食用米の高品質・安定生産に加え、飼料用米や米粉用米などの新規需要米、加工用米の導入を推進します。

(イ) 野菜の振興

・需要に応じた作目や作型等の導入、ほ場ローテーション、機械導入などを組み合わせた栽培計画の作成と実行のための技術支援を行います。

・地域の状況を踏まえ機械・施設の導入による生産拡大・高品質化に向けた取組を支援します。

・実需者との契約栽培や直接取引の拡大を推進し、多様な流通・販売ルートの確保を図ります。

(ウ) 果樹の振興

・多様な消費者ニーズに対応した販売を行うため、新品種への新植・改植を推進します。さらに、省力樹形管理技術や軽労化機械の導入による高品質・安定生産に向け支援を行います。

(エ) 農業の6次産業化等の促進

・6次産業化に関する地区相談会等を開催し、6次産業化事業計画等の作成を支援します。

・農産物の特性や地域性を生かした付加価値の高い商品開発を進めるとともに、法令や技術等の知識スキル向上のため、専門家の派遣等を通じ支援を行います。

イ 地産地消の促進

・農産物直売所へ出荷する生産組織の安定生産体制の強化を図り、量販店等にお

ける県産農産物コーナー等の設置を推進します。

・市町村が行う学校給食や農家が行う農家レストラン等における地場食材の利用・供給など地産地消を推進します。

ウ 消費者の信頼確保

・地元産農産物への信頼性を高めるため、食品安全、環境保全、労働安全の視点に基づく取り組みやすさを重視したS-GAPの普及を図ります。

・消費者からの信頼を高めるため、農薬販売者への立入検査、生産者への栽培講習会などの機会を捉えて農薬の適正な取扱い等の徹底を図ります。

(3) 数値目標

需要に応じた野菜の作付拡大面積

124.1ha（令和3～7年度）

契約野菜対応型野菜産地育成数

4地区（令和3～7年度）

新たに農業の6次産業化により開発された商品数

40品目（令和3～7年度）

なしの新品種の植栽割合（地域指標）

17%/a（令和2年度） → 30%/a（令和7年度）

県産農産物コーナー新規設置店舗数

23店舗（令和3～7年度）

県がS-GAP実践農場として評価を行った経営体数

32経営体（令和元年度） → 248経営体（令和7年度）

5 イノベーションの促進

農業の従事者が高齢化又は減少する中、作業の「省力化」・「効率化」による規模拡大や経営の高度化、これまで経験や勘として培われてきた技術・知識の「見える化」を通じて、先端的な情報通信技術等を活用したスマート農業を促進します。

(1) 関係市町村・団体

管内市町、管内農業協同組合、農業機械メーカー

(2) 取組内容

- ・スマート農業技術の導入に向け、相談窓口を開設し、農業経営への活用を促進します。
- ・スマート農業で導入した機械における技術的課題、省力性、低コスト性、農作物への生育、品質に及ぼす影響などを調査し、機械の利用促進を図ります。

(3) 数値目標

スマート農業技術の導入件数 15件（令和3～7年度）

6 災害等のリスクへの対応

自然災害、感染症、鳥獣被害、家畜伝染病、病虫害等の農林水産業を脅かすリスクに対応するため、災害予防、危機管理体制の強化、セーフティネットの普及等を推進します。

(1) 関係市町村・団体

管内市町、農業共済組合、管内農業協同組合、管内土地改良区

(2) 取組内容

- ・災害により農業被害が生じた場合は、農業災害対策マニュアルを活用し、関係機関と連携を密にした迅速な被害状況の把握や農業者への支援対策を図ります。
- ・自然災害や価格低下等のリスクに対応できる農業経営を目指すため、農業保険や経営所得安定対策等の普及促進・利用拡大を図ります。
- ・降雹害等による果樹への被害を防止するため、多目的防災網等の設置を促進します。
- ・家畜保健衛生所による畜産農家への巡回指導等により、家畜伝染病の発生予防を図ります。
- ・排水機場をはじめとする農業水利施設の計画的な修繕や更新を実施し、耐震化・長寿命化による防災・減災機能の強化を推進します。

(3) 数値目標

防災・減災・長寿命化対策に着手した農業水利施設数（地域指標）

16地区（令和2年度） → 57地区（令和7年度）

7 農業を核とした活力ある地域づくり

農業・農村の多面的機能が十分に発揮される魅力ある農村の振興を図るため、農村における生活環境の整備や、農村の地域資源を活用した所得と雇用機会の確保を促進します。

また、都市と農村との地域間交流等を通じて農業・農村に対する県民の理解を促進するとともに、都市農業についても振興を図ります。

(1) 関係市町村・団体

管内市町、管内土地改良区、管内農業委員会、管内農業協同組合

(2) 取組内容

ア 農業・農村の多面的機能の発揮

・多面的機能支払交付金の活用により、地域住民の参加による農道や水路法面の草刈りや水路の泥上げ、施設の軽微な補修及び植栽や生態系保全活動等の共同活動を支援し、農地等の保全・管理の面から担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

イ 都市農業の振興

・都市農業の理解醸成や地産地消の一層の推進に向け、観光農園や体験農園等の設置を支援するとともに、収益性の高い農業経営の確立を促進します。

(3) 数値目標

多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合（カバー率）

12.3%（令和2年度） → 28.0%（令和7年度）

【参考】

< 埼玉地域農林水産業振興計画に関する指標 >

● 埼玉県農林水産業振興基本計画で示した指標への対応

基本計画 指標番号	基本計画指標名	県の目標値	地域の目標値
3	農業法人数	1,128 法人 → 1,500 法人 (R1) (R7)	129 法人 → 172 法人 (R1) (R7)
4	新規就農者数	321 人/年間 → 330 人/年間 (令和 7 年度)	39 人/年間 → 40 人/年間
5	担い手への農地集積率	30% → 42% (R1) (R7)	20.2% → 35.2% (R1) (R7)
6	遊休農地解消・活用面積	2,000ha (R3~R7)	313ha (R3~R7)
7	基盤整備面積	23,040ha → 23,640ha (R1) (R7)	5,548ha → 5,621ha (R1) (R7)
9	需要に応じた野菜の作付 拡大面積	1,000ha (R3~R7)	124.1ha (R3~R7)
10	契約野菜対応型野菜産地 育成数	30 地区 (R3~R7)	4 地区 (R3~R7)
11	新たに農業の 6 次産業化 により開発された商品数	250 品目 (R3~R7)	40 品目 (R3~R7)
15	県産農産物コーナー新規 設置店舗数	125 店舗 (R3~R7)	23 店舗 (R3~R7)
17	県が S-GAP 実践農場とし て評価を行った経営体数	595 経営体 → 1,600 経営体 (R1) (R7)	32 経営体 → 248 経営体 (R1) (R7)
18	スマート農業技術の導入 件数	120 件 (R3~R7)	15 件 (R3~R7)
20	多面的機能を発揮する 共同活動の実施面積割合	30.7% → 40.0% (R2) (R7)	12.3% → 28.0% (R2) (R7)

● 埼玉地域農林水産業振興計画で設定する地域指標

地域指標 番号	基本計画 大柱番号	地域指標名	目標値
1	1	農業への企業等参入数	18 法人 → 23 法人 (R2) (R7)
2	4	なしの新品種の植栽割合	17% → 30% (R2) (R7)
3	6	防災・減災・長寿命化対策に着手した 農業水利施設数	16 地区 → 57 地区 (R2) (R7)